（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和３年８月４日

杉　　戸　　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				大字本島・大島新田地区	無	H29　～　R3	大島新田農地管理組合
○				大字本島・二本木地区	無	H29　～　R3	二本木農地管理組合
○				大字大島・大島地区	無	H30　～　R4	大島農地管理組合
○				大字下高野・上株地区	無	H30　～　R4	上株排水路保全会
○				大字才羽・上ノ島地区	無	R2　～　R6	上ノ島農地管理組合
○				大字遠野・遠野地区	無	R3　～　R7	遠野農地管理組合
○				大字茨島・茨島地区	無	R3　～　R7	茨島農地管理組合